

議案第六十九号

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十二年九月十六日

提出者 港区長 武井雅昭

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成三年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一六本木一丁目西地区地区整備計画の項中「（平成十八年東京都告示第四十八号）」を「（平成二十二年東京都告示第九百八号）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

六本木一丁目西地区地区計画の都市計画決定の変更に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。